

## 社会福祉法人まこと 処遇改善手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人まこと職員給与規程の第21条に規定された処遇改善手当について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 手当の支給対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 当法人の運営する下記事業所に勤務する全ての職員とする。

- ① 特別養護老人ホームしあわせの家
- ② ショートステイしあわせの家
- ③ デイサービスセンターしあわせの家
- ④ 地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川
- ⑤ ショートステイしあわせの家寒川
- ⑥ デイサービスセンターしあわせの家寒川

(支給方法)

第3条 手当は月末締め翌月20日に給与として支給する。

(財源)

第4条 第2条第1項に規定する者へ支給する手当の財源は、基準による介護職員等処遇改善加算による収入の見込み額とする。

(支給額の計算方法)

第5条 第2条第1項に規定する者への支給額は、次により算出する。

(1) 処遇改善手当として充当できるもの

- ① 介護職員の基本給の増加額
- ② 法人が負担する法定福利費等の賃金改善に伴う増加分
- ③ 賞与(年2回)支給額の一部

(2) 介護職員等処遇改善加算による収入の見込み額より前項で算出した金額を差し引いた金額を、支給対象職員を3グループに分け、それぞれの職員の勤務時間で按分し処遇改善手当として支給することとし、配分職員は別表1の通りとする。

- ① 「技能・経験のある介護職員」とは、基準月時点で原則当法人に10年以上勤務する介護福祉士資格を保有している介護職員とする。
- ② 「他の介護職員」とは、基準月時点における前号の職員以外の介護職員(兼務職員については主たる職種)とする。
- ③ 「その他の職種」は①②に該当しない職員とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 社会福祉法人まこと 処遇改善手当支給要綱

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、交付の日より施行し、令和2年8月1日から適用する。

この要綱は、交付の日より施行し、令和6年6月1日から適用する。

### 別表1

介護報酬発生事業所名	手当が支給される職員
特別養護老人ホームしあわせの家	左記事業所、及び法人本部に配属された職員に配分する。
ショートステイしあわせの家	
デイサービスセンターしあわせの家	左記事業所に配属された職員に配分する。
地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川	左記事業所に配属された職員に配分する。
ショートステイしあわせの家寒川	
デイサービスセンターしあわせの家寒川	左記事業所に配属された職員に配分する。